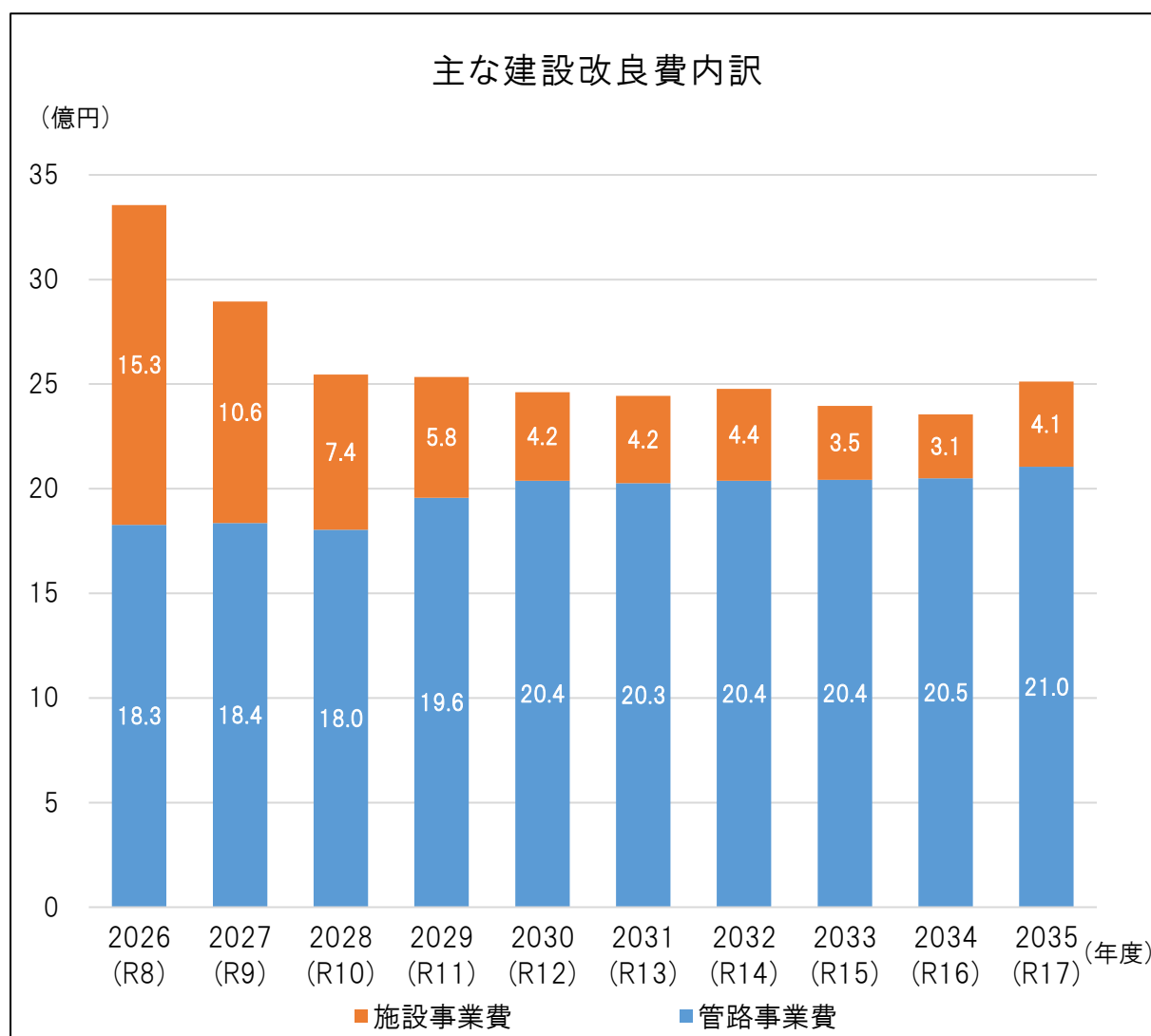


第6章 投資・財政計画

1 概要

第5章の投資・財源試算の収支ギャップや財源不足を解消するため、経営審議会において、2024年（令和6年）から2か年にわたり、審議を行いました。

投資試算については、老朽化した施設・管路の更新や管路の耐震化を進める必要があるため、第5章のとおりとします。



財源試算については、内部留保資金の基準、企業債の借入方針及び水道料金の改定について検討し、投資・財政計画を策定します。

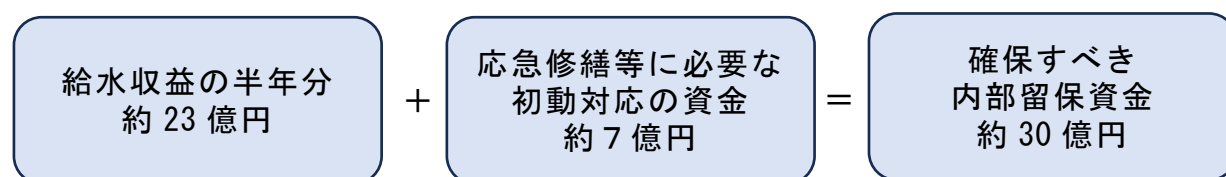
2 内部留保資金の基準

内部留保資金については、どの程度確保すれば安定した経営を継続できるか検討をしました。

基準の設定については、災害発災直後の速やかな対応と、被災による収益の減少や、国の補助金、一般会計からの繰出基準に該当しない費用の発生により多額の損失（赤字）を計上することとなっても、事業運営を継続するための最低限の額とします。

基準額については、災害時に断水等で給水収益が減収となった場合に備えた額として、令和6年能登半島地震で約半年間、断水が続いた地域があったことを参考に、給水収益の半年分を確保します。また、平成28年熊本地震で応急修繕等に必要な費用を参考に、同程度の地震が本市で起きたことを想定し、熊本市との浄水施設や基幹管路等の耐震化率の違いを考慮して算出した、応急修繕等に必要な初動対応の資金を確保します。

これにより、内部留保資金は概ね30億円を確保することとします。



内部留保資金の基準

内部留保資金の基準額を概ね30億円とする。

3 企業債の借入方針

水道施設は将来使用者も活用する資産であることから、整備費は、内部留保資金や企業債の借り入れなどで賄い、翌年度以降、耐用年数に応じて減価償却として費用計上します。また、その費用に対し収入した水道料金は、内部留保資金となり、新たな整備費用や企業債の返済に使われることにより、世代間負担の公平性を確保しています。

このため、現使用者が負担すべき費用を水道料金で適切に収入しないと、内部留保資金が確保されません。その場合、水道施設の整備を行うには、その財源は企業債を借り入れることとなり、将来使用者は元金の返済に加え、支払利息を水道料金で負担することとなるため、借入額が適正水準の範囲となるよう借入方針を定める必要がありますが、適正水準の考え方や方針は、国や日本水道協会から示されていません。

本市においては、その都度財源不足とならないかを確認し、2001年度（平成13年度）から2024年度（令和6年度）まで新たな企業債の借り入れをしなかったため、長期的な借入方針が定められていませんでした。このことから今回、借入方針の検討を行いました。

検討の結果、水道料金の収入と関連づけることによって、適切な水道料金となっているか、適切な施設の投資額となっているか判断できる「企業債残高対給水収益比率」で制限を設け、その比率を超えないよう借り入れる」という方針とします。

比率の設定については、企業債の償還期間が基本的に30年間であることから、過去30年間に企業債の借り入れを行っていた時期の比率の最高値を超えない、190%を目安に設定します。

企業債残高対給水収益比率（過去30年間の最高値）

$$\begin{array}{c} \text{1999 年度} \\ \text{(平成 11 年度)} \end{array} \quad \frac{\begin{array}{c} \text{企業債残高} \\ 7,438,036,749 \text{ 円} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{給水収益} \\ 3,822,066,960 \text{ 円} \end{array}} = 194.6\%$$

企業債の借入方針

企業債残高対給水収益比率 190%を企業債残高の上限の目安とする。

4 水道料金の改定

(1) 水道料金の改定時期

水道料金の改定にあたり、日本水道協会の「水道料金算定要領(2025年(令和7年)2月策定)」(以下「算定要領」という。)を基に、水道料金算定期間を2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間とし、2027年(令和9年)4月(4月検針分)からの料金改定を目指して検討を行いました。

水道料金算定期間	2026年度(令和8年度)から 2030年度(令和12年度)の5年間
料金改定時期	2027年(令和9年)4月(4月検針分)から

(2) 資産維持費

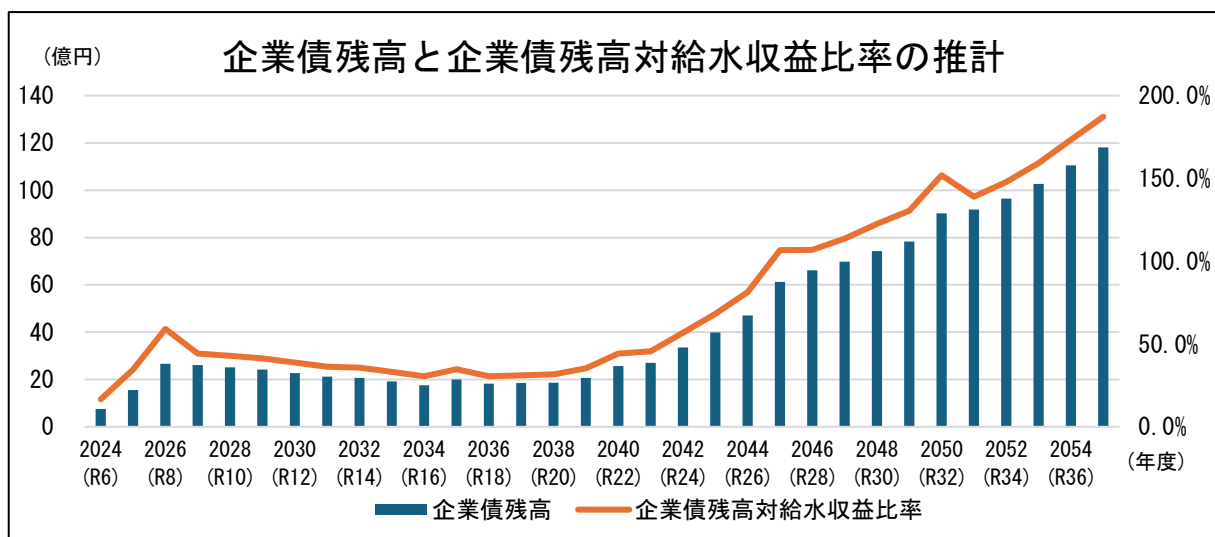
資産維持費は、物価上昇による減価償却の不足や工事の施工環境の悪化による工事費の増大等に対応して、実体資本を維持し、適切な給水サービスを継続していくために総括原価への算入が求められているものであり、2018年(平成30年)の水道法改正において、「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」として、水道法施行規則第12条に定義されたもので、本市水道事業が2014年度(平成26年度)に改定した現行の水道料金には含まれていません。

このことから、今回、改めて資産維持費を総括原価(水道料金算定期間における水道料金算定の基礎となる費用)へ算入することについて検討しました。

資産維持費の算定方法は、算定要領において、維持すべき資産に適正な率(資産維持率)を乗じて算定した額とされており、維持すべき資産は、水道料金算定期間の期首及び期末における償却資産の平均残高、資産維持率は、3%が標準とされています。

$$\boxed{\text{資産維持費}} = \boxed{\text{対象資産}} \times \boxed{\text{資産維持率}}$$

今後、30年間の投資・財源試算を基にどれだけ費用が必要となり、財源不足となるかを予測し、足りない財源に対し、企業債の借入方針として定めた企業債残高対給水収益比率190%を超えないように企業債の借り入を行っても、なお不足する額を総括原価に算入すべき資産維持費とします。これにより、資産維持率は、算定要領の算出方法により、0.6%となります。



※ 2027年度(令和9年度)の料金改定以降、2036年度(令和18年度)から5年ごとに収支均衡を図り、財源を確保した場合の数値

資産維持率を 0.6%とした場合の企業債残高対給水収益比率

2026 年度 (令和8年度) 企業債残高対給水収益比率	2035 年度 (令和 17 年度) 企業債残高対給水収益比率	2055 年度 (令和 37 年度) 企業債残高対給水収益比率
59.2%	34.8%	187.2%

水道料金算定期間(5年間)の資産維持費 1,148 百万円

1年当たりの資産維持費 1,148 百万円／5年＝229.6 百万円

償却資産の水道料金算定期間の期首及び期末の平均残高 38,266 百万円

資産維持率 229.6 百万円／38,266 百万円＝0.6%

資産維持率の設定

資産維持率を 0.6%とする。

(3) 総括原価

水道事業の経営に必要な費用の合算を「総括原価」として算定し、水道料金算定期間の2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの総括原価と料金収入の総額が一致するように水道料金が算定されます。

営業費用	+	資本費用	=	総括原価
人件費、修繕費、 減価償却費等 控除項目(手数料、 分担金等)		支払利息、 資産維持費		料金収入

水道料金算定期間 2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの

総括原価内訳

(単位:百万円)

費 用		需要家費	固定費	変動費	計		
原浄水部門費	維持管理費		0	6,965	4,122	11,087	
	減価償却費等		0	2,735	0	2,735	
	資本費用	支払利息	0	87	0	87	
		資産維持費	0	324	0	324	
	小 計		0	10,111	4,122	14,233	
配給水部門費	維持管理費		0	2,387	942	3,329	
	減価償却費等		0	7,001	0	7,001	
	資本費用	支払利息	0	220	0	220	
		資産維持費	0	819	0	819	
	小 計		0	10,427	942	11,369	
一般管理業務部門費	検針・集金関係費	維持管理費		606	0	5	611
		減価償却費等		58	0	0	58
		資本費用	支払利息	0	0	0	0
			資産維持費	1	0	0	1
		小 計		665	0	5	670
	量水器関係費	維持管理費		968	0	5	973
		減価償却費等		34	0	0	34
		資本費用	支払利息	0	0	0	0
			資産維持費	4	0	0	4
		小 計		1,006	0	5	1,011
	その他管理業務費	維持管理費		0	631	21	652
		減価償却費等		0	8	0	8
		資本費用	支払利息	0	0	0	0
			資産維持費	0	0	0	0
		小 計		0	639	21	660
	計	維持管理費		1,574	9,983	5,095	16,652
		減価償却費等		92	9,744	0	9,836
		資本費用	支払利息	0	307	0	307
資産維持費			5	1,143	0	1,148	
小 計		1,671	21,177	5,095	27,943		

(4) 基本料金と従量料金の配分

算定要領には、総括原価を「需要家費」「固定費」「変動費」に分解し、利用者の数に比例して発生する「需要家費」と給水量に関係なく発生する「固定費」のうち「比較的各使用者の需要の特性に比例するもの」を基本料金、給水量の増減に比例して発生する「変動費」と「その他の固定費に分類されるもの」を従量料金へ配分する方式が妥当であるとされています。

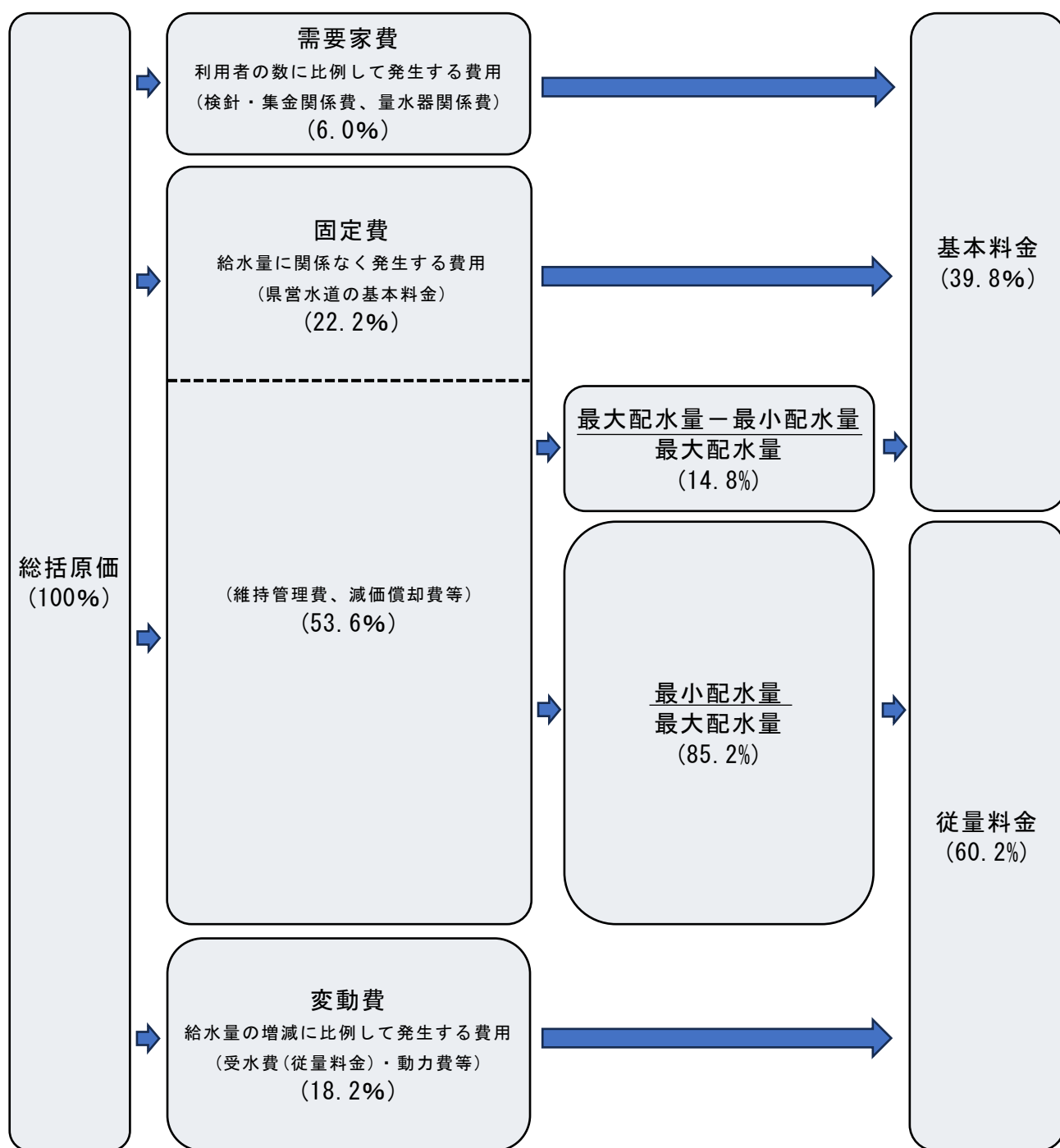
現行は、固定費の総額に対し、最大配水量に対する最大配水量と最小配水量の差の比率を乗じて得た額を基本料金に配分し、それ以外の最小配水量未満の必ず使われている部分を従量料金に配分しています。この配分方法で、今回の算定期間の固定費の総額を配分すると、基本料金の配分率は 14.8%となり、総括原価の基本料金の配分率は 17.2%となります。

しかし、2024 年度(令和6年度)の給水収益に対する基本料金の割合は 35.7%と大幅な乖離があるため、配分の見直しが必要です。

県営水道の基本料金については、本市の総配水量の約8割を県営水道から購入していることから、固定費の維持管理費の大部分を占めており、給水量に関係なく発生します。本来、基本料金に配分すべき費用であることから、固定費の総額から差し引いた額に対し、現行の方法で算出した比率を乗じて得た額に、県営水道の基本料金を加えた額を基本料金とすると、総括原価の基本料金の配分率は 39.8%となります。

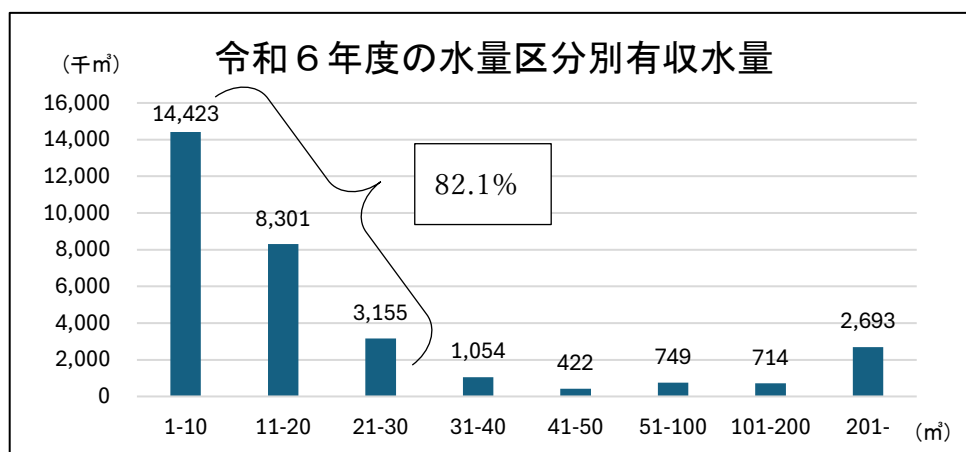
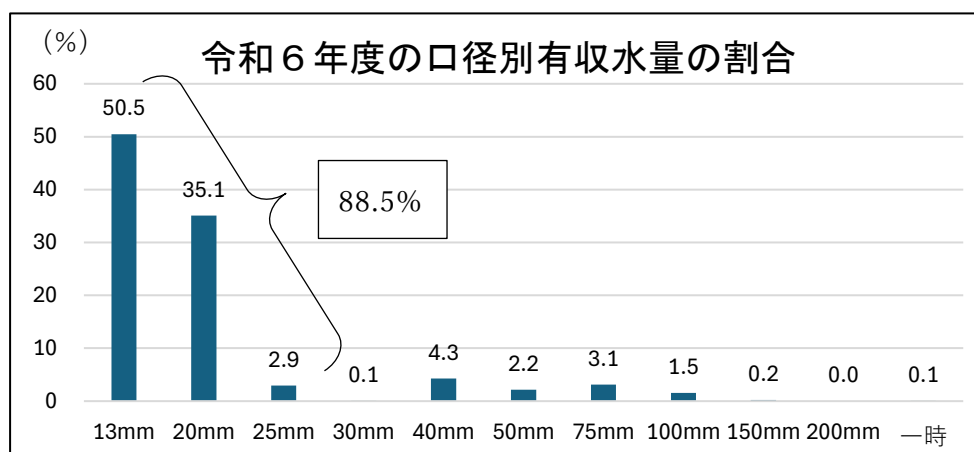
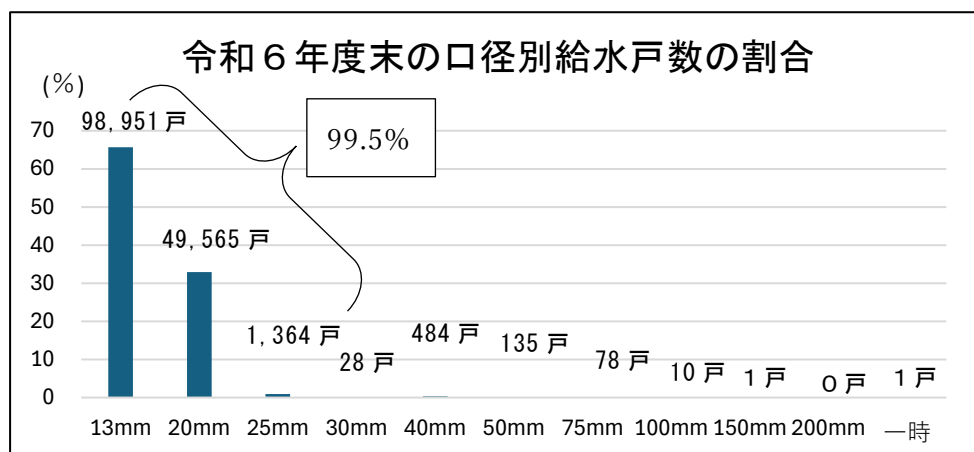
今後の予測では、従量料金の基礎となる有収水量は減少傾向にあり、現状より基本料金に寄せた比率とすることで、安定的な収益の確保にも寄与できることから、この配分方法とします。

総括原価の配分



(5) 基本料金、従量料金の料金体系

現行の料金体系は6ページに示したとおり、基本料金は口径別、従量料金は口径25mm以下と口径30mm以上で異なる料金体系（以下「口径別従量料金」という。）と、使用水量が多いほど段階的に料金単価が上がる「逦増制」としています。2024年度（令和6年度）末時点の口径別給水戸数と、2024年度（令和6年度）の有収水量の割合及び水量区分別有収水量は次のとおりです。



口径別給水戸数の割合は、口径13mmから25mmまでが約99.5%とそのほとんどを占めており、口径別有収水量の割合でも、口径13mmから25mmまでが約88.5%となっています。また、水量区分別有収水量では、1 m³から30 m³までが約82.1%と大半をしめています。

ア 基本料金

基本料金については、算定要領において、需要家費の検針・集金関係費は、口径による差がないため均等配賦、量水器関係費は、量水器の取得価格比により差別配賦、固定費のうち基本料金に配分される費用は、理論流量比と地域の需要実態等を考慮した率により、口径別に配賦する考え方が示されています。

現行の基本料金も算定要領を基に算定されており、今回の改定においても口径による料金の違いを維持し配賦します。

イ 従量料金

従量料金については、算定要領において、「均一料金制」が基本とされていますが、現行では、「口径別従量料金」と「逦増制」としています。

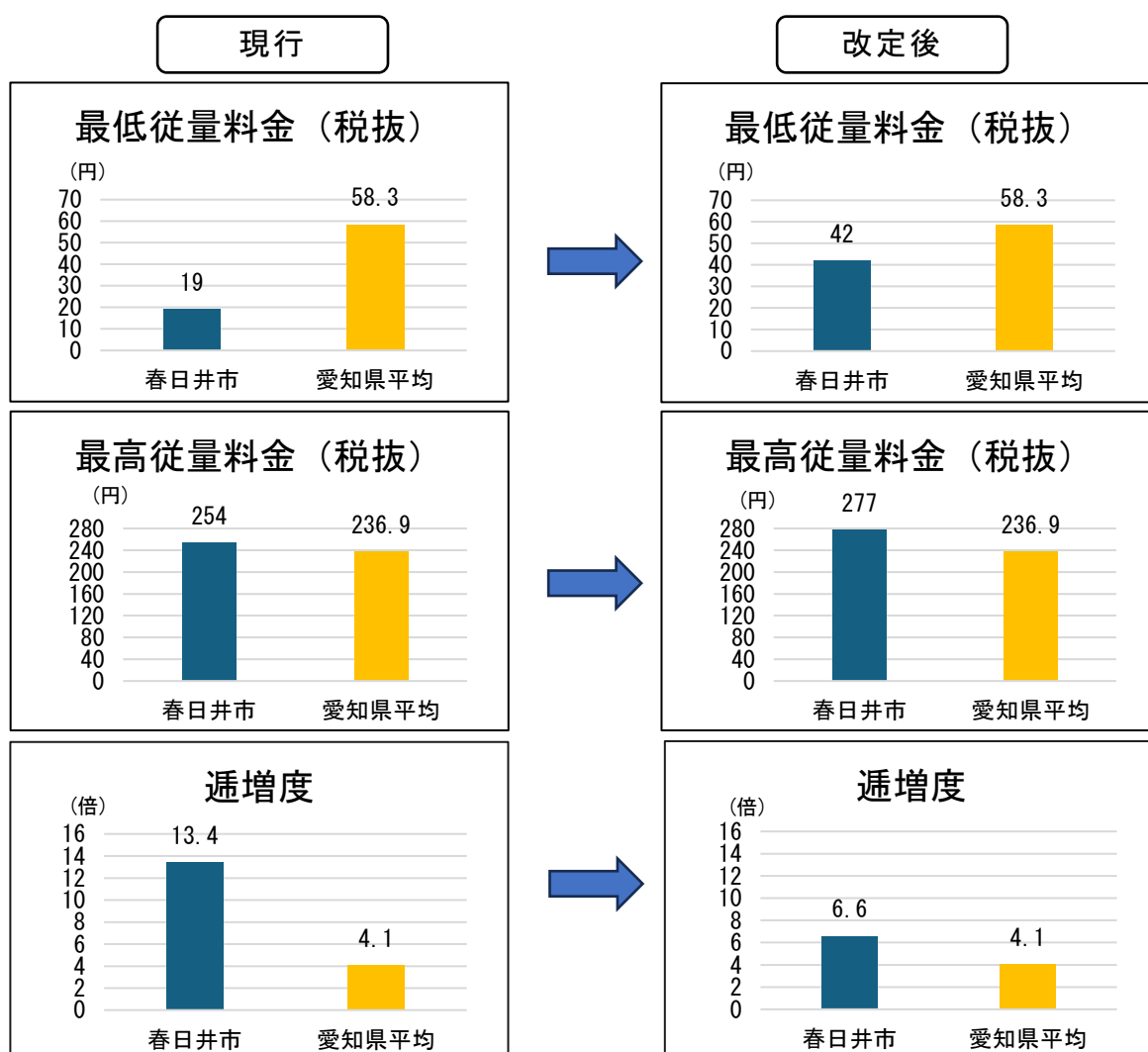
口径別従量料金は、過去の料金体系が用途別だったことや、小口径は家庭用、大口径は営業用等の家庭用以外が多いことから、家庭で使用する水を低廉に供給するため設けられたものと考えられます。しかし、小口径が必ずしも家庭用とは限らず、また、口径の違いによる料金差は基本料金で行っており、同じ水量を使っても口径により従量料金に差が生じることは、公平性の面からも理由が乏しくなっています。

このことから、今回の改定では口径別従量料金を、口径25mm以下の水量101 m³以上は口径30mm以上の料金区分を、口径30mm以上の水量40 m³以下は口径25mm以下の料金区分を適用することとして、同じ水量を使用したときは、従量料金が口径に関わらず同額となるように解消を図ります。

逦増制は、過去の水需要が急増していた時期には、大口使用者の使用量に比重を置いた料金体系とすることで、限られた水資源に対する使用抑制効果に加え、少量使用者が多い生活用水を低廉に供給することができました。しかしな

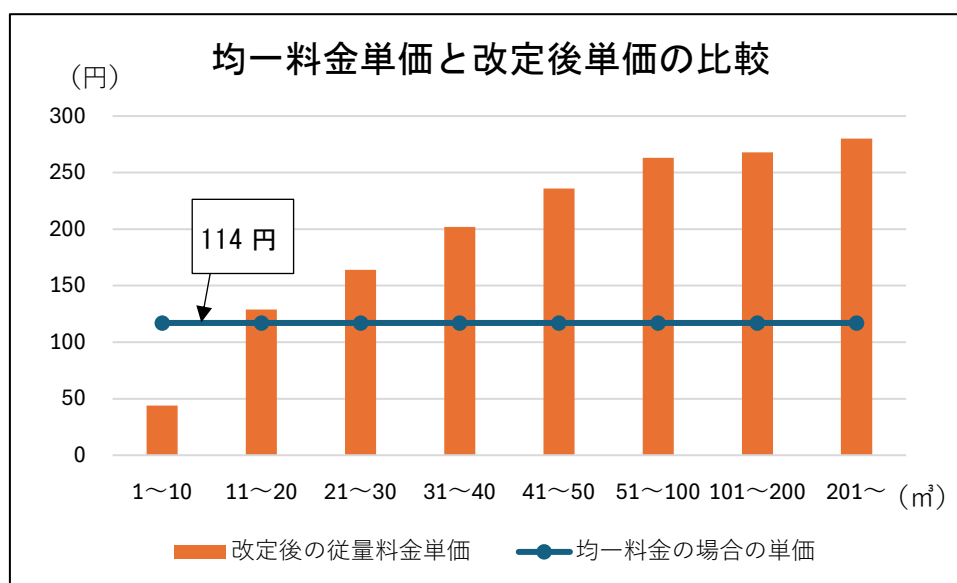
がら、水需要が減少すると、大口使用者に偏った配賦となることで、高単価の水量区分から減少するため、十分な収益が得られないことになります。今後、水需要は低下傾向が見込まれていることから、今回の改定では、逓増制は維持しつつ、水需要の減少局面でも安定的な経営基盤を確保するため、使用者全員に公平なご負担をお願いするものとして、各水量区分に定額で配賦します。

これにより、従量料金単価(税抜)は、最低が県内平均より約39円低い19円から約16円低い42円に、最高が県内平均より約17円高い254円から約40円高い277円になり、1 m³あたりの最低料金と最高料金の比率を示す逓増度は、13.4倍から6.6倍と、県内平均の4.1倍に近づくことになります。



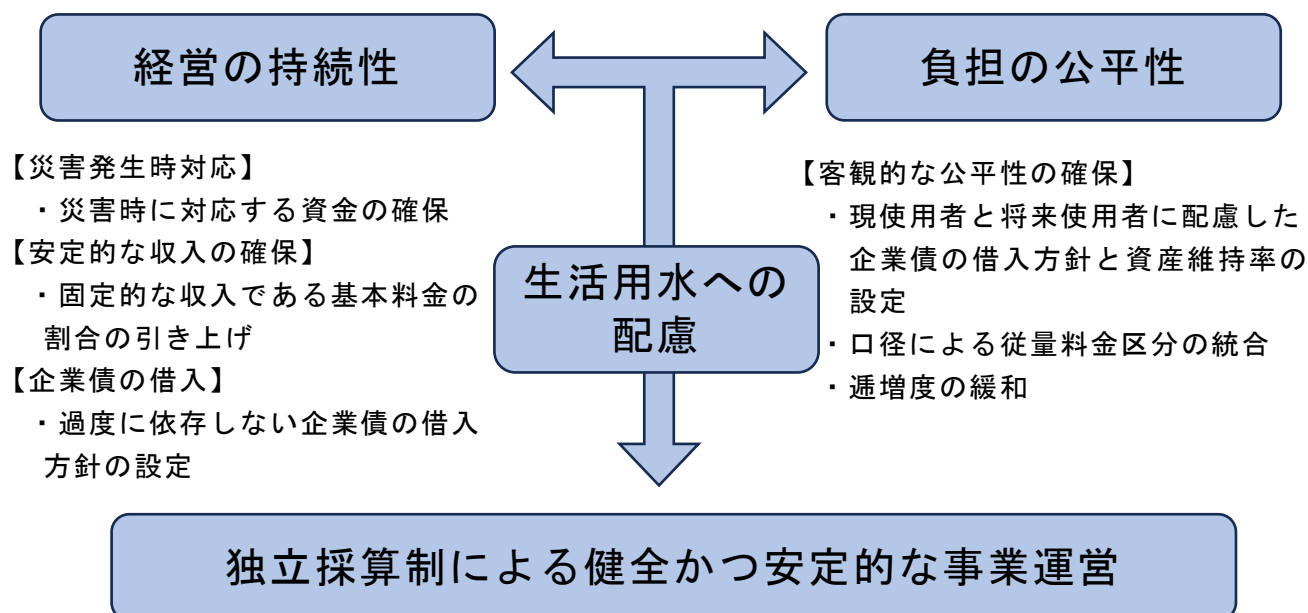
※ 愛知県平均は、2025 年(令和7年)10月1日現在の数値

この改定では、小口径で使用水量が1 m³から10 m³までの従量料金単価が、19円／m³から23円増加の42円／m³となり、改定率は121.1%で少量使用者の改定率は大きくなります。しかし、従量料金で収入すべき水の供給単価（均一料金単価）は1 m³あたり114円で、改定後も1 m³当たり72円低廉に水を供給することができます。11 m³以上は供給単価を上回りますが、使用水量が31 m³までは従量料金収入が費用を下回り、改定後においても、主に少量使用者となる生活用水にかかる水量区分は低廉で供給できます。



(6) 水道料金改定の方針

水道サービスを将来にわたって提供していくために、これまでに行ってきた生活用水への配慮の観点を踏まえ、水需要構造の変化に対応した、経営の持続性と負担の公平性が両立できる料金形態を目指します。



項目	方向性	
内部留保資金	災害時の給水停止に伴う収入減や応急修繕など初動対応の資金確保及び一時的な損失に対応する財源(概ね 30 億円)	経営の持続性
企業債の借入と資産維持率	企業債に過度な依存をせず、現使用者と将来使用者の負担の公平性の確保(企業債残高対給水収益比率 190%以内、資産維持率 0.6%)	経営の持続性 負担の公平性
基本料金と従量料金の割合	原価を適切に賄うことができる基本料金(総括原価に対する基本料金割合 39.8%、従量料金割合 60.2%)	経営の持続性
従量料金の区分	口径による従量料金の区分を統合(小口径 51 m ³ 以上、大口径 50 m ³ 以下)	負担の公平性
逡増制	逡増度の緩和(従量料金の定額改定)	負担の公平性

※ 表中、「将来使用者」とは、水道料金算定期間以降の使用者

(7) 水道料金改定後の体系

(6)の水道料金改定の方針により料金改定を行うと、次のとおりの料金体系となり、水道料金算定期間の平均改定率は、24.7%となります。

現行と改定後の水道料金の単価比較は、次のとおりとなります。

基本料金1か月当たりの単価比較表(税抜)

口径 (mm)	基本料金			
	現行(円/月)	改定後(円/月)	差額(円/月)	改定率(%)
13	750	1,020	270	36.0
20	1,070	1,600	530	49.5
25	1,970	2,710	740	37.6
30	3,460	4,720	1,260	36.4
40	6,440	9,180	2,740	42.5
50	9,700	14,370	4,670	48.1
75	24,390	32,440	8,050	33.0
100	41,760	57,690	15,930	38.1
150	95,040	133,050	38,010	40.0
200	153,600	222,540	68,940	44.9
湯屋用	4,800	6,740	1,940	40.4
一時用	3,360	4,720	1,360	40.5

※ 湯屋用、一時用の単価は、口径別基本料金単価の平均改定率 40.6%から算出

従量料金 1 m³ 当たりの単価比較表(税抜)

使用水量 (m ³)		従量料金							
		口径 13～25mm				口径 30～200mm			
		現行 (円/m ³)	改定後 (円/m ³)	差額 (円/m ³)	改定率 (%)	現行 (円/m ³)	改定後 (円/m ³)	差額 (円/m ³)	改定率 (%)
1～10		19	42	23	121.1	210	42	-168	-80.0
11～20		103	126	23	22.3	210	126	-84	-40.0
21～30		138	161	23	16.7	210	161	-49	-23.3
31～40		176	199	23	13.1	210	199	-11	-5.2
41～50		210	233	23	11.0	210	233	23	11.0
51～100		237	260	23	9.7	237	260	23	9.7
101～200		237	265	28	11.8	242	265	23	9.5
201～		237	277	40	16.9	254	277	23	9.1
湯屋用	1～200	7	42	35	500.0	7	42	35	500.0
	201～	27	42	15	55.6	27	42	15	55.6
一時用	1～	254	277	23	9.1	254	277	23	9.1

※ 湯屋用は、使用水量の分けをなくし、一律最低単価とします。

一時用は、現行と同じ、最高単価としています。

主な使用水量における料金比較

○ 1か月当たり 10 m³使用した場合の料金(税込)

	使用水量 10 m ³		
	現行	改定後	改定額
口径 13mm	1,034 円	1,584 円	550 円
口径 20mm	1,386 円	2,222 円	836 円



○ 1か月当たり 20 m³使用した場合の料金(税込)

	使用水量 20 m ³		
	現行	改定後	改定額
口径 13mm	2,167 円	2,970 円	803 円
口径 20mm	2,519 円	3,608 円	1,089 円



○ 1か月当たり 300 m³使用した場合の料金(税込)

	使用水量 300 m ³		
	現行	改定後	改定額
口径 40mm	86,229 円	92,389 円	6,160 円



5 投資・財源試算(投資・財政計画)

第5章の投資・財源試算での収支ギャップや財源不足の対策として、水道料金の改定により水道事業が必要とする費用を賄いつつ、企業債残高対給水収益比率 190%を企業債残高の上限の目安とすることとし、水道料金収入で賄う財源と、企業債の借入れで賄う財源をバランスよく割り振ることで、財源不足の解消を図りました。

これにより、収支ギャップや財源不足が解消され、安定した事業運営ができる見込みとなったため、対策後の投資・財源試算を投資・財政計画とします。

なお、料金改定後に純利益となるのは、51・52 ページで設定した「資産維持費」を総括原価に含めたことと、営業外収益の1つである「長期前受金戻入」を原則として総括原価から控除していないためです。

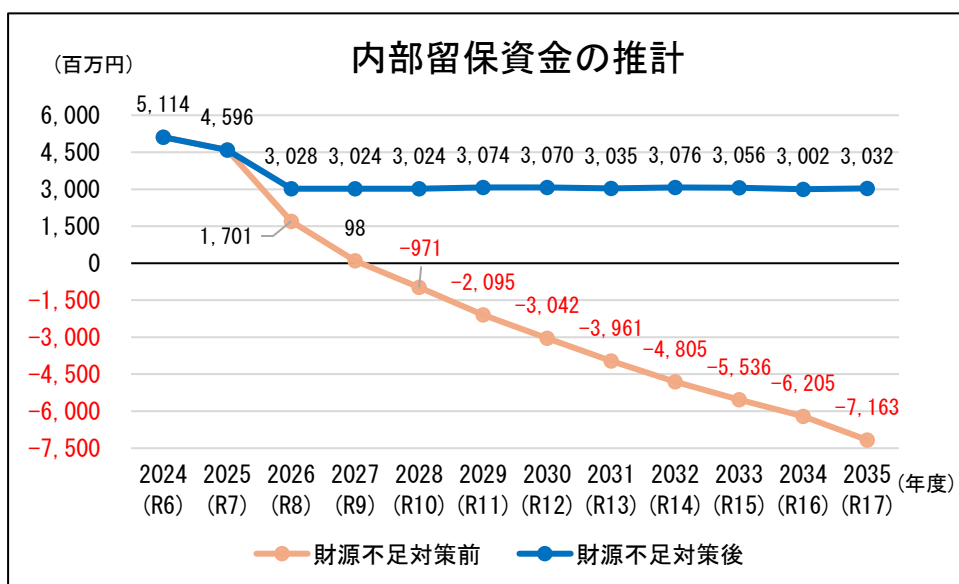
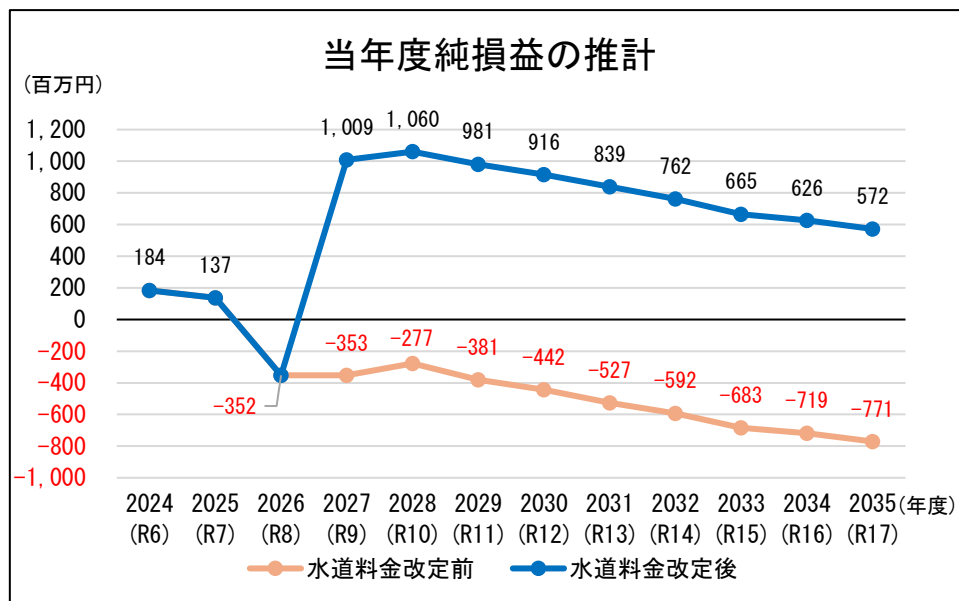
「長期前受金戻入」とは、配水管などの資産を整備する際に収入した補助金や負担金などを、資産の減耗(減価償却費等)に合わせて収益化するものですが、現金収入はありません。

このため、長期前受金戻入に対する減価償却費等を水道料金でいただかない場合でも、経営上は赤字とはなりませんが、更新費用の財源を確保することができず、更新時に改めて負担金等の収入がない場合は、更新を先延ばしにするか、企業債に頼ることになります。本市水道事業では、主に土地区画整理事業からの工事負担金、高蔵寺水道事業から譲り受けた受贈財産や、過去に資本金収入で経理していた水道施設分担金が該当しますが、これらは、更新時には、改めて収入がないため、本市水道事業が更新費用を賄う必要があります。

更新を先延ばしにした場合、39・40 ページで定めた更新周期を超えることになり、漏水事故の発生や震災による断水等の影響が長引く恐れがあります。また、企業債に過度に頼ると、将来使用者の負担が重くなります。このことから、本市水道事業が更新費用を賄う必要があるものについては、総括原価から長期前受金戻入を控除せず、長期前受金戻入に対する減価償却費等は、現にその資産を使用し受益を得る使用者から水道料金としていただき、更新費用に充てるため、長期前受金戻入部分が利益として表示されるものです。

今後も更なる物価高騰など、予測の難しい状況が起こる可能性があるため、現状を把握し、計画と大きな乖離が見込まれる場合は、新規事業を含め、その都度検討をし、必要に応じて見直しを図ります。

収支ギャップ、財源不足の対策前と対策後の比較は、次のとおりです。



収益的収支

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	2024 (R6) 決算	2025 (R7) 決算見込	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
収益的收入	5,391,707	5,365,043	5,358,312	6,724,133	6,693,345	6,669,914
営業収益	4,524,258	4,503,244	4,514,550	5,910,137	5,889,547	5,876,181
給水収益	4,507,245	4,488,526	4,495,307	5,893,356	5,872,710	5,859,283
受託工事収入	0	0	110	110	110	110
その他営業収益	17,013	14,718	19,133	16,671	16,727	16,788
営業外収益	867,449	861,799	843,762	813,996	803,798	793,733
受取利息	3,833	11,741	6,700	4,020	4,020	4,020
他会計補助金	5,422	3,542	4,008	4,192	4,192	4,192
分担金	136,978	141,713	151,176	155,040	153,504	151,984
長期前受金戻入	599,102	571,764	548,698	512,260	497,263	486,318
雑収益	122,114	133,039	133,180	138,484	144,819	147,219
収益的支出	5,205,515	5,227,150	5,702,142	5,711,165	5,628,944	5,685,237
営業費用	5,183,941	5,212,492	5,668,680	5,642,559	5,557,796	5,615,716
原水及び浄水費	2,074,022	2,106,815	2,233,636	2,210,936	2,187,392	2,180,760
配水及び給水費	740,304	765,063	851,872	815,201	819,732	809,060
受託工事費	0	0	100	102	103	104
業務費	430,861	451,936	516,054	531,674	501,640	489,932
総係費	113,455	111,171	143,347	127,214	128,441	129,828
減価償却費	1,776,313	1,730,710	1,692,023	1,819,231	1,826,428	1,942,193
資産減耗費	48,986	46,797	231,648	138,201	94,060	63,839
営業外費用	21,574	14,658	33,462	68,606	71,148	69,521
支払利息	20,788	14,041	33,461	68,006	70,548	68,921
雑支出	786	617	1	600	600	600
経常損益	186,192	137,893	△ 343,830	1,012,968	1,064,401	984,677
特別利益	0	354	0	0	0	0
固定資産売却益	0	354	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0	0
特別損失	1,759	1,197	8,640	4,000	4,000	4,000
固定資産売却損	0	0	5,640	0	0	0
過年度損益修正損	1,759	1,197	3,000	4,000	4,000	4,000
特別損益	△ 1,759	△ 843	△ 8,640	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000
当年度純損益	184,433	137,050	△ 352,470	1,008,968	1,060,401	980,677

収益の収支

(単位: 千円)

区 分 \ 年 度	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
収益的收入	6,655,189	6,627,092	6,603,682	6,572,833	6,537,558	6,500,787
営業収益	5,860,576	5,849,674	5,817,220	5,792,107	5,764,713	5,744,661
給水収益	5,843,623	5,832,660	5,800,145	5,774,971	5,747,521	5,727,408
受託工事収入	110	110	110	110	110	110
その他営業収益	16,843	16,904	16,965	17,026	17,082	17,143
営業外収益	794,613	777,418	786,462	780,726	772,845	756,126
受取利息	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020
他会計補助金	4,192	4,192	4,192	4,192	4,192	4,192
分担金	150,479	148,989	147,513	146,052	144,605	143,173
長期前受金戻入	481,644	469,893	477,379	470,634	461,110	443,308
雑収益	154,278	150,324	153,358	155,828	158,918	161,433
収益の支出	5,734,863	5,783,667	5,837,265	5,903,670	5,907,609	5,925,047
営業費用	5,667,898	5,720,904	5,778,656	5,846,520	5,854,670	5,876,631
原水及び浄水費	2,198,330	2,186,741	2,180,614	2,191,702	2,175,357	2,183,379
配水及び給水費	814,406	833,790	826,185	842,130	853,375	850,965
受託工事費	105	107	108	109	110	111
業務費	494,672	501,627	506,790	511,957	517,131	522,311
総係費	131,069	134,324	135,621	136,930	138,397	139,722
減価償却費	1,980,262	2,018,431	2,087,718	2,120,866	2,129,303	2,138,044
資産減耗費	49,054	45,884	41,620	42,826	40,997	42,099
営業外費用	66,965	62,763	58,609	57,150	52,939	48,416
支払利息	66,365	62,163	58,009	56,550	52,339	47,816
雑支出	600	600	600	600	600	600
経常損益	920,326	843,425	766,417	669,163	629,949	575,740
特別利益	0	0	0	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0	0
特別損失	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
固定資産売却損	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
特別損益	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000	△ 4,000
当年度純損益	916,326	839,425	762,417	665,163	625,949	571,740

資本の収支

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	2024 (R6) 決算	2025 (R7) 決算見込	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
資本の収入	557,215	1,302,371	1,753,185	545,627	406,783	442,621
企業債	0	939,900	1,300,000	100,000	0	0
企業債	0	939,900	1,300,000	100,000	0	0
補助金	0	0	44,000	137,121	84,925	89,117
国庫補助金	0	0	44,000	137,121	84,925	89,117
負担金	8,375	10,747	15,400	15,360	15,510	15,675
負担金	8,375	10,747	15,400	15,360	15,510	15,675
固定資産売却代金	0	116	1,200	0	0	0
固定資産売却代金	0	116	1,200	0	0	0
工事収入	548,840	351,608	392,585	293,146	306,348	337,829
工事収入	548,840	351,608	392,585	293,146	306,348	337,829
資本の支出	2,342,280	3,163,421	3,839,002	3,355,868	2,890,058	2,893,514
建設改良費	2,056,156	2,909,544	3,649,937	3,204,196	2,798,050	2,801,380
整備事業費	2,000,638	2,851,167	3,502,543	3,084,325	2,747,970	2,750,668
固定資産購入費	55,518	58,377	147,394	119,871	50,080	50,712
企業債償還金	286,124	253,877	189,065	151,672	92,008	92,134
企業債償還金	286,124	253,877	189,065	151,672	92,008	92,134
資本の収入額が資本の支出額に 対し不足する額	1,785,065	1,861,050	2,085,817	2,810,241	2,483,275	2,450,893
補填財源	1,785,065	1,943,446	2,085,817	2,810,241	2,483,275	2,450,893
損益勘定留保資金	1,368,571	1,640,820	1,901,384	2,676,113	2,483,275	1,441,925
建設改良積立金	416,494	302,626	184,433	134,128	0	1,008,968
内部留保資金残額	5,113,974	4,595,726	3,027,702	3,024,070	3,024,422	3,073,920
企業債残高	750,232	1,436,254	2,658,890	2,607,219	2,515,211	2,423,077

他会計繰入金

区 分 \ 年 度	2024 (R6) 決算	2025 (R7) 決算見込	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
収益の収支分	10,404	6,893	11,558	9,875	9,931	9,992
うち基準内繰入金	10,404	6,893	11,558	9,875	9,931	9,992
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
資本の収支分	8,375	10,747	15,400	15,360	15,510	15,675
うち基準内繰入金	8,375	10,747	15,400	15,360	15,510	15,675
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合 計	18,779	17,640	26,958	25,235	25,441	25,667

資本の収支

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
資本の収入	413,152	417,461	521,769	422,124	346,654	653,598
企業債	0	0	100,000	0	0	400,000
企業債	0	0	100,000	0	0	400,000
補助金	56,266	56,853	57,440	58,026	58,560	73,933
国庫補助金	56,266	56,853	57,440	58,026	58,560	73,933
負担金	15,825	15,990	16,155	16,320	16,470	16,635
負担金	15,825	15,990	16,155	16,320	16,470	16,635
固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0
工事収入	341,061	344,618	348,174	347,778	271,624	163,030
工事収入	341,061	344,618	348,174	347,778	271,624	163,030
資本の支出	2,881,491	2,886,012	2,895,165	2,799,759	2,735,925	2,932,407
建設改良費	2,724,190	2,740,357	2,745,356	2,645,676	2,577,446	2,769,405
整備事業費	2,683,596	2,693,241	2,687,560	2,589,306	2,513,580	2,716,843
固定資産購入費	40,594	47,116	57,796	56,370	63,866	52,562
企業債償還金	157,301	145,655	149,809	154,083	158,479	163,002
企業債償還金	157,301	145,655	149,809	154,083	158,479	163,002
資本の収入額が資本の支出額に 対し不足する額	2,468,339	2,468,551	2,373,396	2,377,635	2,389,271	23,768,468
補填財源	2,468,339	2,468,551	2,373,396	2,377,635	2,389,271	2,278,809
損益勘定留保資金	1,407,938	1,487,874	1,457,070	1,538,210	1,626,854	1,613,646
建設改良積立金	1,060,401	980,677	916,326	839,425	762,417	665,163
内部留保資金残額	3,069,579	3,034,874	3,075,854	3,056,440	3,002,308	3,032,073
企業債残高	2,265,776	2,120,121	2,070,313	1,916,230	1,757,751	1,994,750

他会計繰入金

区 分 \ 年 度	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
収益の収支分	10,047	10,108	10,169	10,230	10,286	10,347
うち基準内繰入金	10,047	10,108	10,169	10,230	10,286	10,347
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
資本の収支分	15,825	15,990	16,155	16,320	16,470	16,635
うち基準内繰入金	15,825	15,990	16,155	16,320	16,470	16,635
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合 計	25,872	26,098	26,324	26,550	26,756	26,982